

令和6年度 広島市障害福祉サービス等事業者 集団指導研修 【サービス編（障害児通所支援）】

令和7年2月

広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課

目次【サービス編（障害児通所支援）】

- | | | | |
|----|-------------------------------------|----|------------------|
| 1 | 令和6年度報酬改定の主な内容 | 12 | 共生型サービス |
| 2 | 変更届・体制届 | 13 | 保育士特定登録取消者管理システム |
| 3 | サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（サビ児管）に関する取扱い | 14 | 基本報酬・加算・減算 |
| 4 | 従業者の要件 | 15 | 福祉・介護職員等処遇改善加算 |
| 5 | 個別支援計画に係る取扱いの変更 | 16 | 運営指導における主な指導事項 |
| 6 | 自己評価の実施及び公表 | 17 | 障害児通所支援における主な通知等 |
| 7 | 支援プログラムの作成及び公表 | 18 | 補助金 |
| 8 | 定員の遵守 | | |
| 9 | 安全計画の策定等 | | |
| 10 | 送迎時等の所在確認 | | |
| 11 | 利用者負担額の受領 | | |

1 令和6年度報酬改定の 主な内容

1 令和6年度報酬改定の主な内容

報酬改定の詳細な内容は、必ず指定基準や報酬告示等により確認してください。

(1) 新設・見直しがなされた基準等

	項目	対象	内容
改	児童発達支援センターの一元化	児童発達支援センター	多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。 ※一元化に伴う基準の適用について、人員基準は令和9年3月まで、設備基準は当面の間、それぞれ従前の例によることができる経過措置あり。
新	総合的な支援の推進	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域※とのつながりを明確化したうえで提供すること。 ※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」 【具体的な基準】 (取扱方針) サービスの提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援を行うこと。 (個別支援計画の作成等) 5領域との関連性を踏まえ、個別支援計画の原案を作成すること。
新	支援プログラムの作成・公表	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表すること。 ※令和7年3月までの間、経過措置あり。

1 令和6年度報酬改定の主な内容

報酬改定の詳細な内容は、必ず指定基準や報酬告示等により確認してください。

(1) 新設・見直しがなされた基準等

	項目	対象	内容
改	自己評価・保護者評価の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス	・ 支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、<u>事業所の従事者による評価を受けた上で</u>、自己評価を行うこと。 ・ おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、<u>保護者に示すとともに</u>、インターネットの利用その他の方法により公表すること。
新	自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入	保育所等訪問支援	自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を新たに導入する。
新	インクルージョンに向けた取組の推進	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	インクルージョン推進に取り組むとともに、個別支援計画において具体的な取組みについて記載し、実施すること。 【具体的な基準】 (障害児の地域社会への参加及び包摂の推進) 地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進に努めること。 (個別支援計画の作成等) インクルージョンの観点を踏まえ、個別支援計画の原案を作成すること。

1 令和6年度報酬改定の主な内容

報酬改定の詳細な内容は、必ず指定基準や報酬告示等により確認してください。

(1) 新設・見直しがなされた基準等

	項目	対象	内容
新	本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)	全サービス (相談系除く)	本人の意思に反する異性介助がなされないよう、児童発達支援管理責任者等は、サービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制を確保するよう努めること。
新	こどもの最善の利益の保障	障害児通所支援	障害児の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を行うこと。 【具体的な基準】 (取扱方針) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすること。 (個別支援計画の作成等) ・ 計画作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう発達を支援する上での適切な支援内容の検討をすること。 ・ 計画作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、個別支援会議を開催すること。 (児童発達支援管理責任者の責務) 業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めること。

1 令和6年度報酬改定の主な内容

報酬改定の詳細な内容は、必ず基準省令や報酬告示等により確認してください。

(1) 新設・見直しがなされた基準等

	項目	対象	内容
新	個別支援計画の共有	全サービス (短期入所、相談系、 障害児入所施設を除く)	個別支援計画を相談支援事業者にも交付すること。
改	用語の見直し	児童発達支援 放課後等デイサービス	・「指導訓練室」→「発達支援室」 ・「指導」「訓練」「指導、訓練等」「指導及び訓練等」→「支援」

(2) 新設・見直しがなされた報酬

	項目	対象	内容
改	基本報酬	児童発達支援、 放課後等デイサービス	個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける(「30分以上1時間30分未満」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分。)
		児童発達支援、 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通わせる事業所において、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。
		居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援	訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。

1 令和6年度報酬改定の主な内容

報酬改定の詳細な内容は、必ず基準省令や報酬告示等により確認してください。

(2) 新設・見直しがなされた報酬

	項目	対象	内容
新	虐待防止措置未実施減算	全サービス	次のいずれかの事項に該当する場合に減算。 ①虐待防止委員会を定期的を開催していない。 ②虐待防止のための研修を定期的実施していない。 ③虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない。
新	業務継続計画未策定減算	全サービス	感染症又は非常災害対策のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合に減算。 ※令和7年3月までの間、経過措置あり。
新	情報公表未報告減算	全サービス	情報公表制度に基づく報告が未実施の場合に減算。
改	身体拘束廃止未実施減算	全サービス (相談系・自立生活援助・就労定着支援を除く)	次のいずれかの事項に該当する場合に減算。 ※減算額を見直し。 ①身体拘束等に係る記録が行われていない。 ②身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。 ③身体拘束等適正化のための指針を整備していない。 ④身体拘束等適正化のための研修を定期的実施していない。
新	支援プログラム未公表減算	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	運営基準に定める支援プログラムの公表が未実施だった場合に減算。 ※令和7年4月から適用
新	自己評価結果等未公表減算	保育所等訪問支援	運営基準に定める自己評価等の公表が未実施だった場合に減算。 ※令和7年4月から適用 ※児童発達支援及び放課後等デイサービスでは従前より減算の適用あり。

2 変更届・体制届

2 変更届・体制届

(1) 変更届・変更申請

指定内容に変更があった時は、原則、**変更後10日以内に**届出を行ってください。

(例: 法人の名称、事業所の所在地、管理者や児童発達支援管理責任者等の氏名、運営規程 など)

※ 事業所の所在地や平面図の変更等は、**変更前に**障害自立支援課にご相談ください。

※ 児童発達支援や放課後等デイサービスの定員増加については、**変更前に**変更申請が必要です。

変更申請は、**変更月の前々月末日までに**行ってください(要事前相談)。

◆ 提出にあたっての留意事項

○ 原則、事後提出です。

○ 届出様式は、広島市ホームページからダウンロードしてください。

届出が必要な事項や添付書類は、ホームページに掲載している「提出書類一覧」(資料集P.25)によりご確認ください。 **※ 書類の添付漏れが非常に多くなっています。**

◆ 届出様式

【広島市HP】変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書(障害児通所支援・障害児入所施設・障害児相談支援事業)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18686.html> (ページ番号: 18686)

2 変更届・体制届

(1) 変更届・変更申請

◆ 従業者の変更に伴う届出

変更内容・提出時期		変更届	体制届	具体例留意事項
①責任者(管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者)の変更があり <u>人員欠如に影響がない</u> 場合		要	—	(例)・管理者やサービス管理責任者の変更 ・2人目の児童発達管理責任者の配置
②責任者(管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者)に変更があり <u>人員欠如に影響がある</u> 場合		要	要	(例)・児童発達支援管理責任者の欠如
③人員基準に影響がある場合		要	要	(例)・常勤換算で必要な人数を下回る
④加算・減算に影響がある場合		要	要	(例)・福祉専門職員配置等加算の区分変更
⑤年度当初※ (4月)	・障害福祉サービス (訪問系を除く)	①～④に 該当する 場合のみ	基本報酬 ・加算の 変更があ る場合の み	人員の変更や非常勤から常勤等の勤務形態の変更のみの場合で、①～④に該当しない場合は、「勤務形態一覧表」のみ提出
	・障害福祉サービス (訪問系) ・相談支援 ・障害児入所・通所	要		人員の変更や非常勤から常勤等の勤務形態の変更のみの場合で、①～④に該当しない場合も、変更届も提出

※直近届出から変更がない場合は、提出は不要

2 変更届・体制届

(2) 体制届

新規に指定障害福祉サービス等の提供を行う場合や、届け出た体制に変更があった場合は体制届の提出が必要です。添付書類は、「添付書類一覧表」(資料集)によりご確認ください。

加算の適用時期は次のとおりです。

内容	届出提出時期	算定開始日
新たに加算を算定する場合 (算定される単位数が増えるものに限る)	月の15日まで	翌月1日から
	月の16日以降	翌々月1日から
算定要件を満たさなくなった場合	速やかに	その事実の発生日から

◆ 提出にあたっての留意事項

- 体制等状況一覧表では、「定員規模」や「施設等区分」、「主たる障害種別」、「適用開始日」の欄もご記載ください。
- 事後に算定要件を満たさないことが発覚した場合、それまで受領した給付費の返還が生じます。
必ず算定要件を確認した上で届出を行ってください。
- 年度途中から処遇改善加算の算定を開始する場合、**開始月の前々月末日までに**計画書をご提出ください。
- 4月に届出があった場合、4月から適用されるのは、**前年度の実績等に基づく基本報酬・加算のみ**です。

◆ 届出様式

【広島市HP】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18722.html> (ページ番号:18722)

2 変更届・体制届

(3) 休止・廃止・再開届

◆ 休止・廃止の場合

事業を休止・廃止する場合は、**休止等の1か月前までに**届出を行ってください(要事前相談)。

休止・廃止に当たっては、利用者がその後も必要なサービスを継続的に利用できるよう、希望や意向等を聴取し、次のサービス利用先等を調整してください。届出には、調整状況が確認できる記録等を添付してください。
この調整がなされていない場合、届出は受理できません。

◆ 再開する場合

休止した事業を再開する場合は、再開の届出を行ってください。

なお、再開に当たっては、指定基準を満たしているかの確認を行うため、再開する日の3週間前までに障害自立支援課へご連絡いただき、指定された書類を提出してください。

◆ 届出様式

【広島市HP】変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書(障害児通所支援・障害児入所施設・障害児相談支援事業)

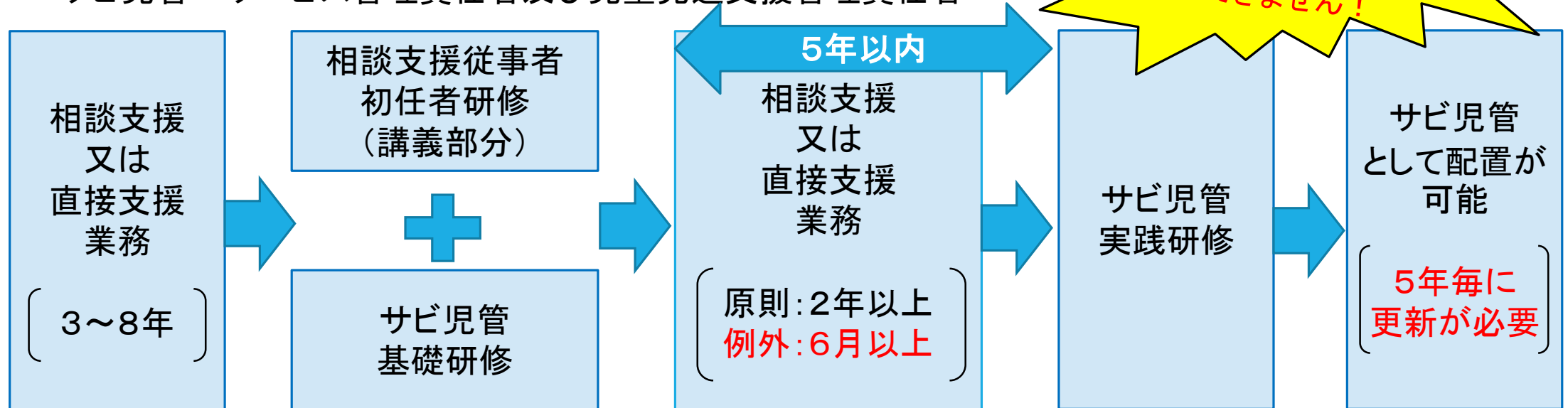
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18686.html>(ページ番号:18686)

3 サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 (サビ児管)に関する取扱い

3 サビ児管に関する取扱い

(1) サビ児管を配置するまでの流れ

サビ児管＝サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者



◆ 実践研修受講に必要な実務経験の例外

- ① 基礎研修受講時に既にサビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。
- ② 実践研修を受講するための実務経験として、事業所等において個別支援計画作成に係る一連の業務に従事している。
- ③ ②の業務に従事することを指定権者(広島市)に届け出ている。

※ 届出書の記載例は、本市通知「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」(資料集P.28)のとおり。広島県では実践研修受講の際に、市へ提出した変更届出書の控えを提出する必要があります。

3 サビ児管に関する取扱い

(2) やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置

欠如後1年間の配置	最長2年間の配置
<u>やむを得ない事由によりサビ児管が欠如した場合、欠如後1年間、サビ児管としての配置に必要な実務経験を有する者をサビ児管とみなして配置することができる。</u>	左記の内容に加えて、次の①から③の要件を全て満たす者については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サビ児管として最長2年間配置ができる。 ① サビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。 ② サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。 ③ サビ児管が欠如する以前からサビ児管以外の職員として当該事業所に配置されている。

◆ 「やむを得ない事由」とは

サビ児管が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、**かつ**、当該事業所にサビ児管を直ちに配置することが困難な場合。

◆ みなしで配置しようとする場合の事前協議

やむを得ない事由によるサビ児管の欠如の際に、実務経験者をみなしで配置しようとする場合には、事前に当課へ協議を行ってください。原則、協議なく配置した場合は、対象となりません。

3 サビ児管に関する取扱い

(3) サビ児管配置に関する留意事項

次の事項に該当する場合は、サビ児管として配置することができません。配置しているサビ児管がこれらに該当した場合、**サビ児管の欠如となります**。

◆ 旧研修制度(平成31年3月31日以前)のサビ児管研修修了者

- 令和5年度末までに更新研修を受講していなければ、令和6年4月以降にサビ児管として引き続き配置することができません。
- 期限までに更新研修を修了しなかった場合は、実践研修の受講が必要です。

◆ 令和元年度から令和3年度までにサビ児管の基礎研修を受講し、みなし配置で従事している方

- 基礎研修受講後3年以内に実践研修を受講していない場合、サビ児管として引き続き配置することができません。
→ 令和3年度に基礎研修修了者となった方で、令和5年度の実践研修を修了していない場合は配置ができません。

サビ児管が欠如した場合には、速やかに変更届を提出してください。
一定期間、サビ児管欠如の状態が続いた場合には、**必ずサビ児管欠如減算を適用してください**。

4 従業者の要件

4 従業者の要件

(1) 児童指導員の要件

児童指導員としての資格要件は、以下のとおり規定されています。

◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。				
一	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	七	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	
二	社会福祉士の資格を有する者	八	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの	
三	精神保健福祉士の資格を有する者			
四	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	九	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	
五	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者			
六	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	十	三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	

4 従業者の要件

(2) 保育所等訪問支援に係る訪問支援員の取扱い

◆ 基準省令及び解釈通知

基準省令(第73条)	解釈通知(第七の1)
指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 一以上	(前略) なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、 <u>障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等</u> であって、 <u>集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者</u> とする。

◆ 広島市の取扱い

本市では、訪問支援員の要件について、以下のとおりの取扱いとしています。

①	「障害児支援」とは、障害児に対する療育支援のことを示し、障害児施設で障害児に対する指導経験※があることとする。 ※ 特別支援学校の教員の指導経験により訪問支援員として従事する場合は、本市より事業所に対し、事業の実施に際し療育面の支援を行うことの確認を行う。
②	「障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する」ことについて、各事業所において判断を行う。なお、新たな訪問支援員の配置の際には、本市に①の期間が確認できる実務経験証明書を提出すること(指定更新手続の際も同様)。
③	具体的な職種としては、解釈通知第七の1の児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員に加え、児童発達支援事業の従業者の対象職種である児童発達支援管理責任者、言語聴覚士及び看護職員も含むこととする。

【令和4年7月19日障害自立支援課通知「保育所等訪問支援に係る訪問支援員の取扱いについて」】

5 個別支援計画に係る 取扱いの変更

5 個別支援計画に係る取扱いの変更

(1) 報酬改定による変更点

基本報酬における時間区分の創設(児童発達支援・放課後等デイサービス)

個別支援計画に個々の障害児の支援に要する時間を定め、計画した時間に応じて基本報酬を算定することを基本とする。

※ 実利用時間については、サービス提供実績記録票に記録し、計画時間と実利用時間に乖離がある状態が続く場合には、速やかに計画の見直しを行うこと。

延長支援加算の見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)

基本報酬における上限の時間を超える長時間の支援を評価する体系へと加算要件を見直す。
延長支援時間は、個別支援計画に定めることを基本とする。

総合的な支援の推進(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援)

支援内容について、5領域※との関連性を明確にすること。

※ 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

インクルージョンの推進(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

インクルージョン推進の具体的な取組み等について記載すること。

個別支援計画の交付

個別支援計画を保護者だけでなく、保護者に相談支援を提供する事業者にも交付すること。

5 個別支援計画に係る取扱いの変更

(2) 個別支援計画作成のポイント

- ◆ 「利用児及び家族の生活に対する意向」を踏まえつつ、「総合的な支援の方針」を設定すること。
また、それを受けた「長期目標」と「短期目標」と、達成に向けた「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- ◆ 5領域の視点を網羅した支援内容とすること。
その際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくこととし、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
- ◆ 計画において、「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載すること。
また、「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載すること。
- ◆ 個別支援計画作成後もこどもの状況・支援の実施状況等を把握し、また、モニタリングの際には、支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえた計画の見直しを行うこと。

※ 支援目標や支援内容の記載がそれぞれのこどもと同一になることや、長期間にわたり同じ内容になることは想定されていません。

5 個別支援計画に係る取扱いの変更

(2) 個別支援計画作成のポイント

個別支援計画の作成に当たっては、以下の事務連絡等もご確認ください。

事務連絡・通知	
令和6年3月15日こども家庭庁事務連絡	令和6年度障害児福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について
令和6年5月17日こども家庭庁事務連絡	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について
令和6年7月4日こども家庭庁通知	児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について

◎ 上記の事務連絡・通知は、いずれも広島市HPからダウンロードすることができます。

【広島市HP】障害児通所支援・障害児入所施設における主な通知等

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/314204.html>（ページ番号：314204）

6 自己評価の実施及び 公表

6 自己評価の実施及び公表

(1) 自己評価の実施及び公表 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 〕

サービス	実施内容(指定基準・留意事項通知等)
改 児童発達支援 放課後等デイサービス	・ <u>事業所の従業者による評価を受けた上で</u>、自己評価を行うとともに、保護者評価を受け、サービスの質の改善を図ること。 ・ おおむね1年に1回以上、<u>自己評価・保護者評価・評価を受けて行った改善の内容を保護者に示すとともに</u>、インターネットの利用その他の方法により公表すること。 ・ 公表方法・公表内容は、広島市に届け出ること(旧医療型児童発達支援を除く)※。
新 保育所等訪問支援	・ 事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、保護者評価・<u>訪問先施設評価</u>を受け、サービスの質の改善を図ること。 ・ おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価・評価を受けて行った改善の内容を保護者<u>及び訪問先施設</u>に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表すること。 ・ 公表方法・公表内容は、広島市に届け出ること※。

※ 令和6年度は、令和7年2月14日(金)が報告期限です。

自己評価結果等の公表が広島市に届出されていない場合、「自己評価結果等未公表減算」が適用されます。

※ 旧医療型児童発達支援を除く。

※ 保育所等訪問支援は、令和7年4月から適用

- 令和6年7月4日こども家庭庁通知「児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について」
- 令和6年7月4日こども家庭庁事務連絡「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」

6 自己評価の実施及び公表

(2) 自己評価の流れ

手順①

- 「保護者等向け評価表」を活用し、保護者等による評価を行う。
- 「訪問先施設向け評価表」を活用し、訪問先施設による評価を行う（保育所等訪問支援のみ。）。
- 「事業者向け自己評価表」を活用し、事業者の従業員による評価を行う。

手順②

- 保護者等及び従業員の評価を踏まえ、事業所全体で自己評価を行う。
- 自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。

手順③

- 改善、充実に向けた今後の具体的な見通しや具体的取組を検討・整理する。

手順④

- 自己評価結果等をインターネットその他の方法により公表するとともに、保護者等へのフィードバックを行う。

手順⑤

- 支援の改善・充実に向けて、検討・整理した内容を踏まえ、日々の支援等へ反映させていく。

7 支援プログラムの作成 及び公表

7 支援プログラムの作成及び公表

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 〕

総合的な支援と支援内容の見える化を図る観点から、5領域との関連性を明確にした、支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、公表することが義務付けられました。

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

(1) 支援プログラムの作成における留意点

支援プログラムに期待される役割

- ① 全職員が、事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割
- ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とする子どもや家族のサービス選択に資する役割



これらを踏まえた支援プログラムを作成してください。

作成に当たっては、管理者・児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、児童指導員等の直接支援に当たる職員の意見も聴くことが大切です。

- 令和6年7月4日こども家庭庁事務連絡「児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて」
- 令和6年7月4日こども家庭庁通知「児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について」

7 支援プログラムの作成及び公表

(2) 支援プログラムの記載項目

事業所における基本情報			
①	事業所名	④	支援方針
②	作成年月日	⑤	営業時間
③	法人(事業所)理念	⑥	送迎実施の有無
支援内容			
⑦	本人支援の内容と5領域の関連性	⑩	地域支援・地域連携の内容
⑧	家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容	⑪	職員の質の向上に資する取組
⑨	移行支援の内容	⑫	主な行事等

令和6年7月4日こども家庭庁事務連絡で示された「支援プログラム参考様式」「支援プログラムの様式パターンのイメージ」を参考に作成してください。

なお、上記①～⑫の項目に加えて、別の項目を追加しても差し支えありません。

7 支援プログラムの作成及び公表

(3) 支援プログラムの公表

◆ 作成した支援プログラムは、事業所のホームページ・会報等へ掲載したり、事業所内の利用者・保護者等の目につきやすい場所へ掲載するなどの方法により、公表してください。

◆ 公表方法及び公表内容については、広島市への届け出が必要です。令和6年度は、令和7年2月14日(金)が報告期限です。

※ 支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表してください。このとき、広島市への届出は不要です。

支援プログラムの作成及び公表は、令和6年度中は経過措置により努力義務となっていますが、令和7年度からは義務化されます。

令和7年4月以降に支援プログラムの公表や広島市への届出がなされていない場合には、「**支援プログラム未公表減算**」が適用されます。

8 定員の遵守

8 定員の遵守

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

(1) 原則

利用定員及び発達支援室の定員を超えてサービスの提供を行うことはできません。

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

【令和6年5月17日付 障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ&A】(抜粋)

問18 定員超過減算

定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、どのような理由が「やむを得ない事情」として認められるのか。

答 ○ 「やむを得ない事情」があるものとしては、以下のような場合が想定される。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

○ なお、

・ アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はなく、

・ イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

【令和4年2月28日厚生労働省事務連絡「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」】

9 安全計画の策定等

9 安全計画の策定等

障害児の安全の確保を図るため、指定基準において、安全計画の策定等が義務付けられています。

※ 令和6年4月1日から義務化

安全計画の策定等

安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じること。

①

安全計画の事項

- 事業所の設備の安全点検
- 従業者や利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- 従業者の研修及び訓練その他安全に関する事項
 - ※ 毎年度、年度が始まる前にこれらの事項について年間スケジュール(安全計画)を定めること。
 - 計画策定に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を盛り込むこと。
 - この一連の対応の実施をもって、安全計画の策定を行ったこととする。

②

従業者に対して安全計画を周知し、定期的に研修及び訓練を行うこと。

③

保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等を周知すること。

④

定期的に安全計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行うこと。

- 令和5年7月4日こども家庭庁事務連絡「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項について」
- 令和6年7月4日こども家庭庁通知「障害児支援における安全管理について」

10 送迎時等の所在確認

10 送迎時等の所在確認

送迎時等に車両を運行するときには、利用者の乗車・降車の際の所在確認を行うことが義務付けられています。

(1) 所在確認

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設 〕

利用者の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、利用者の乗降車の際に、点呼等の方法により所在を確認してください。

(2) 送迎車両への安全装置の設置 ※ 令和6年4月1日から義務化

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて、降車時の所在確認を行ってください。

◆ 装備すべき安全装置

【こども家庭庁HP】送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

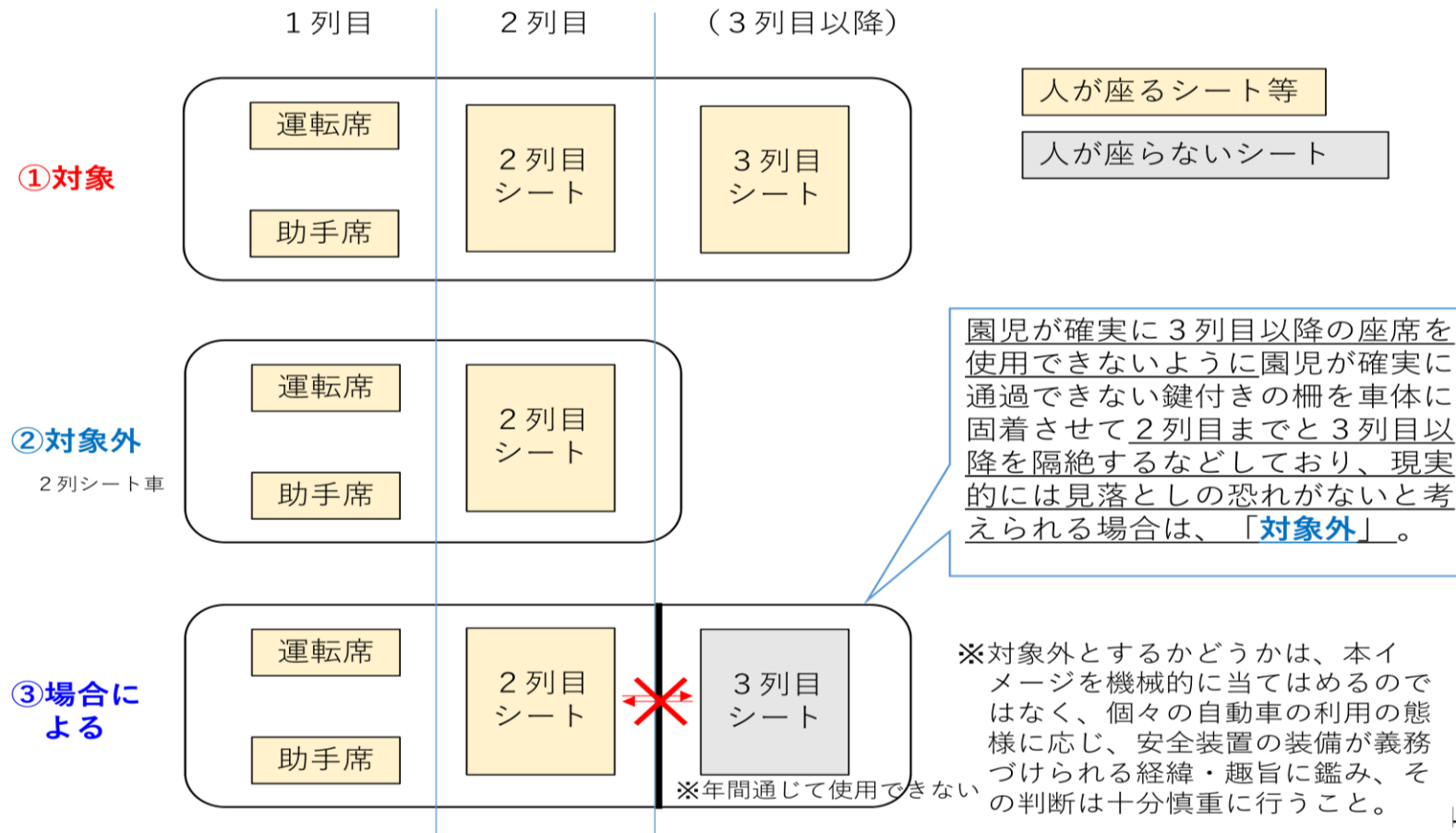
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

- 令和4年10月13日厚生労働省事務連絡「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について」
- 令和4年12月20日厚生労働省等事務連絡「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について」

10 送迎時等の所在確認

(2) 送迎車両への安全装置の設置

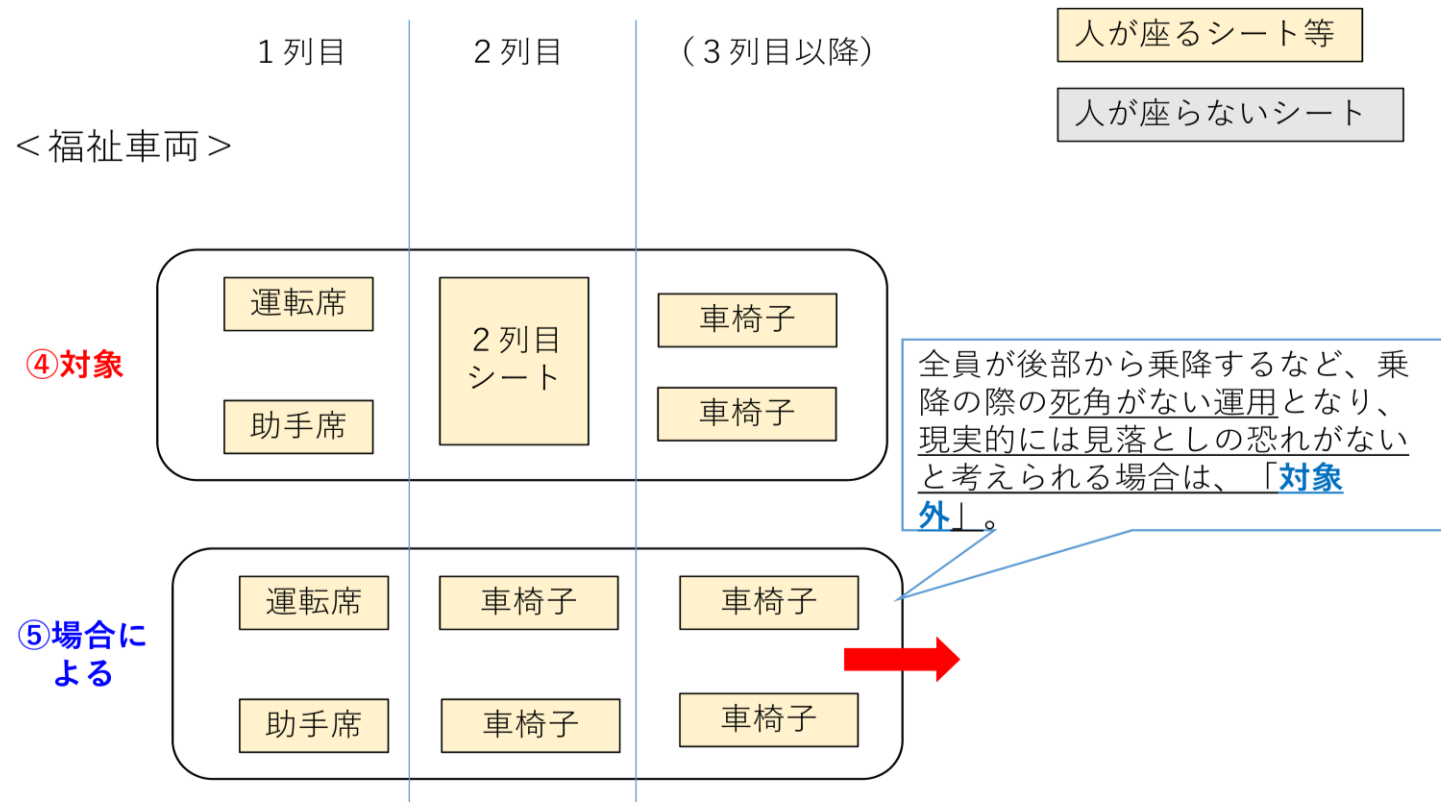
◆ 対象となる送迎車両



10 送迎時等の所在確認

(2) 送迎車両への安全装置の設置

◆ 対象となる送迎車両



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

11 利用者負担額の受領

11 利用者負担額の受領

(1) 支払いを受ける費用

- サービス提供を行った際は、通所給付決定保護者からサービス提供に係る通所利用者負担額の支払いを受けてください。
- 法定代理受領を伴わないサービス提供を行った際は、通所給付決定保護者から、サービス提供に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けてください。
- 利用者負担額のほか、通所給付決定保護者から受けることができる、サービスにおいて提供される便宜に要する費用は、次に掲げるとおりです。費用の種類とその額は、運営規程にも定めてください。

【便宜に要する費用】

サービス	費用の内容
児童発達支援	○ 食事の提供に要する費用 (<u>児童発達支援センターである児童発達支援事業所に限る</u>) ○ 日用品費 ○ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの ・ 身の回り品として日常生活に必要なもの ・ 教養娯楽等として日常生活に必要なもの

11 利用者負担額の受領

(1) 支払いを受ける費用

【便宜に要する費用・利用者から支払いを受けることができる費用】

サービス	費用の内容
放課後等デイサービス	○ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの ・ 身の回り品として日常生活に必要なもの ・ 教養娯楽等として日常生活に必要なもの
居宅訪問型児童発達 保育所等訪問支援	○ 保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において、サービスを提供する場合、それに要した交通費の額

11 利用者負担額の受領

(2) 留意事項

- ア 通所給付決定保護者から支払を受けた場合は、必ず領収証を交付してください。
- イ サービスの提供に当たっては、利用者へサービスの内容及び費用について説明し、同意を得てください。
- ウ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」(その他の日常生活費)の具体的な範囲は、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日障発第0330第31号)に規定されています。
 - 「その他の日常生活費」は、通所給付決定保護者の自由な選択に基づき提供される日常生活上の便宜に係る経費が対象です。一律に提供し、全ての障害児から画一的にその費用を徴収することはできません。
 - 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収はできません。
 - 徴収する費用はサービスに対する実費相当額の範囲内としてください。
 - 徴収に当たっては、その対象及び額を運営規程に定めてください。

12 共生型サービス

12 共生型サービス

◆ 共生型サービスとは

介護保険サービス事業所と障害福祉サービス等の事業所とが双方のサービスを提供しやすくすることを目的に、指定手続きの特例として、設けられた制度です。

共生型サービスでは、通常の指定を受けた事業所とは異なる基準及び報酬体系が適用され、介護保険サービス又は障害福祉サービス等の指定を受けていれば、基本的には共生型サービスの指定を受けることができるように設定されています。

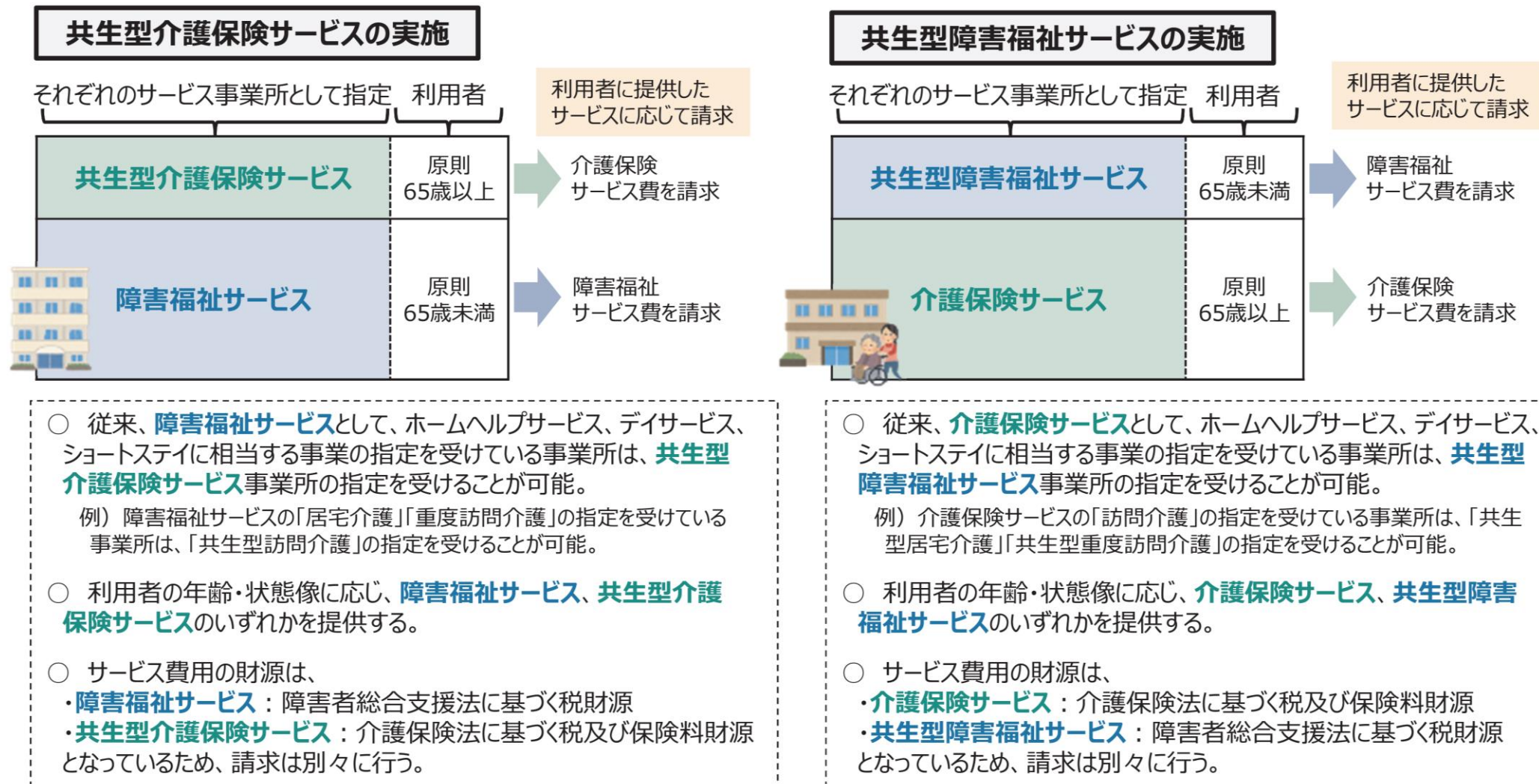
◆ メリット

この特例により、同一事業所でそれぞれのサービスを提供することには、次のメリットが期待されています。

- ① 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる。
- ② 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える。
- ③ 「介護」や「障害」の枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ④ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。
- ⑤ 地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行う。

12 共生型サービス

◆ 共生型サービスのイメージ



12 共生型サービス

◆ 対象となるサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	➡	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	➡	○ 短期入所

※ ⇔ は相互に対応。

（出典：厚生労働省）

※ ➡ は小規模多機能型から障害福祉サービスは提供できるが、逆は不可。

【広島市HP】共生型サービス

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/352316.html>（ページ番号：352316）

13 保育士特定登録取消者 管理システム

13 保育士特定登録取消者管理システム

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 〕

◆ 児童福祉法の改正

児童福祉法の改正により、都道府県知事は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等(特定登録取消者)の情報を記録することとされました。

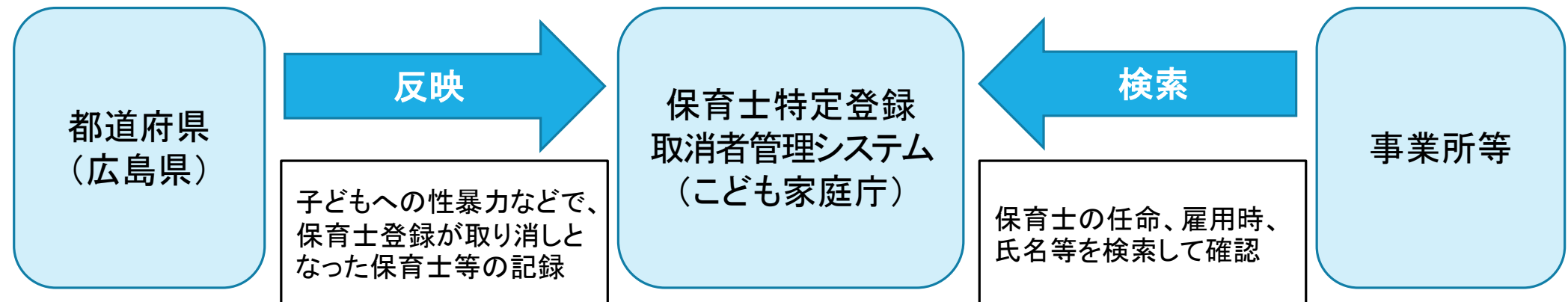
併せて、保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命又は雇用するに当たり、「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、記録された情報を検索することが義務付けられています。

◆ 保育士特定登録取消者管理システム(データベースシステム) ※ 令和6年4月から稼働

保育士の任命・雇用の際にはシステムにより特定登録取消者に該当するかどうかを確認してください。

システムを利用するには、事前に利用者情報(採用責任者情報等)の登録が必要です。

※ システムのURLや関係事務連絡は、こども家庭庁よりホームページ等へのアップロードが禁止されています。
各事業所においても、取扱いにはご注意ください。



14 基本報酬・加算・減算

14 基本報酬・加算・減算

(1) 基本報酬 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

◆ 基本報酬区分の見直し

個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた報酬体系へと改められ、**支援時間による区分**が設けられました。

時間区分	時間区分1	時間区分2	時間区分3※
計画時間	30分以上1時間30分以下	1時間30分超3時間以下	3時間超5時間以下

※ 放課後等デイサービスでは、学校休業日のみ算定可

◆ 取扱い

	計画時間 > 実利用時間	計画時間 < 実利用時間
利用者の都合による場合	計画時間により算定	計画時間により算定(基本)
事業所の都合による場合	実利用時間により算定	※ 利用者や学校都合等により計画時間と異なる状況が想定される場合、想定される具体的な内容を計画に定める等することで実利用時間による算定が可能

◎ 計画時間と利用時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを行ってください。

14 基本報酬・加算・減算

(2) 児童指導員等加配加算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

◆ 加算の算定要件

管理者が児童指導員を兼務している場合は非該当

要件		
基準人員(指定基準で定める全ての職種)に加えて、「児童指導員等」又は「その他従業者」を1以上配置し、支援を行うこと。配置形態(常勤・非常勤)や経験年数に応じた評価体系へと改められました。		
職種	児童福祉事業※2経験年数	配置形態
児童指導員等※1	5年以上	常勤専従で1名以上配置
児童指導員等※1	5年未満	常勤専従で1名以上配置
児童指導員等※1	5年以上	常勤換算により1名以上配置
児童指導員等※1	5年未満	常勤換算により1名以上配置
その他の従業者	—	常勤換算により1名以上配置

※1 児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者

※2 児童福祉法に規定された各種事業(保育所・障害児入所施設等の児童福祉施設や障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等)での経験に加え、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級又は通級での教育の経験も含まれます。

14 基本報酬・加算・減算

(2) 児童指導員等加配加算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

◆ 異なる職種で常勤換算1名以上を満たす場合

職種①	職種②	算定可能な報酬
児童指導員等(経験5年未満)	その他従業者	その他従業者の報酬区分
児童指導員等(経験5年以上)	その他従業者	その他従業者の報酬区分
児童指導員等(経験5年以上)	児童指導員等(経験5年未満)	経験5年未満の児童指導員等の報酬区分

※ 留意事項

○ 体制届への添付書類:勤務形態一覧表

経験5年以上の児童指導員等を加配する場合は、実務経験証明書
資格等を求める配置については、該当する資格の証書等

○ 経験年数について、雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問われませんが、1年あたり180日以上の勤務があることを想定しています。

○ この加算は、管理者や児童発達支援管理責任者も含めた、全ての基準人員が配置された上で加配した場合に算定できるものです。したがって、児童発達支援管理責任者が欠如している場合には、算定することはできません。

14 基本報酬・加算・減算

(3) 専門的支援体制加算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

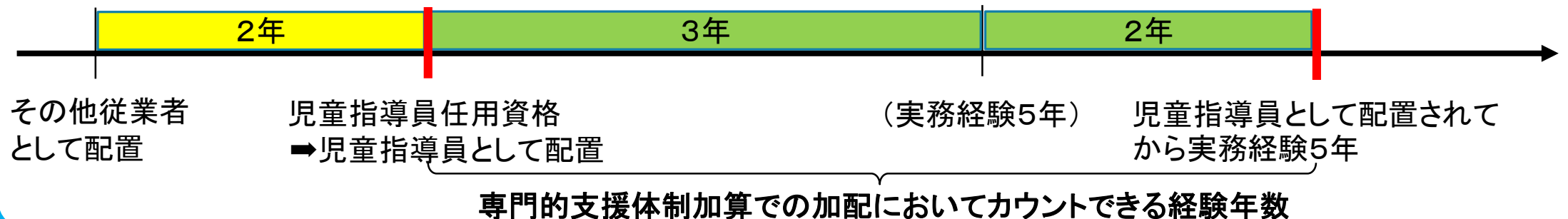
◆ 加算の算定要件

要件

基準人員(指定基準で定める全ての職種)に加えて、「理学療法士等」※¹を常勤換算で1以上配置し、支援を行うこと。

- ※¹ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事した※²ものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した※²ものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員
- ※² 「5年以上」とは、保育士や児童指導員の資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験を言います。
また、「児童福祉事業」には、児童指導員等加配加算と異なり、特別支援学校、特別支援学級及び通級での教育の経験は含まれません。ただし、幼稚園は含まれます。

(例) 児童発達支援事業所での経験



14 基本報酬・加算・減算

(3) 専門的支援体制加算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

※ 留意事項

- 児童指導員等加配加算との関係

児童指導員等加配加算の算定	従業者の配置(加配)
算定あり	基準人員＋児童指導員等(児童指導員等加配加算)＋理学療法士等(専門的支援体制加算)
算定なし	基準人員＋理学療法士等(専門的支援体制加算)

- 体制届への添付書類:勤務形態一覧表

経験5年以上の児童指導員・保育士を加配する場合は、実務経験証明書
資格等を求める配置については、該当する資格の証書等

- 個別支援計画を作成していない場合や、未作成の障害児については、当該加算は算定できません。

- この加算は、管理者や児童発達支援管理責任者も含めた、全ての基準人員が配置された上で加配した場合に算定できるものです。したがって、児童発達支援管理責任者が欠如している場合には、算定することはできません。

14 基本報酬・加算・減算

(4) 専門的支援実施加算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

◆ 加算の算定要件

要件

「理学療法士等」※¹を1以上配置し、専門的支援実施計画※²を作成の上、当該計画に基づいた支援を行うこと。

- ※¹ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員。なお、この加算においては、加配ではなく、単なる配置で差し支えありません。
- ※² 「理学療法士等」が作成する、専門性に基づく評価と個別支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画を言います。専門的支援実施計画は、個別支援計画とは別に作成し、あらかじめ保護者の同意を得る必要があります。

※ 留意事項

- 体制届への添付書類：勤務形態一覧表
経験5年以上の児童指導員・保育士を加配する場合は、実務経験証明書
資格等を求める配置については、該当する資格の証書等
- 専門的支援は、個別支援を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施や、理学療法士等とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせ（2の小集団まで）による実施も可能です。
- 児童発達支援管理責任者が欠如している場合には、算定することはできません。

14 基本報酬・加算・減算

(5) 延長支援加算 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

◆ 加算の算定要件

要件

個別支援計画で位置付けた標準的な支援時間(5時間。ただし、平日の放課後等デイサービスは、3時間)を超えて、計画に位置付けた延長支援を行った場合に、延長支援時間に応じて算定する。

取扱い

- あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援が必要な理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けていること。計画に位置付けのない緊急的な延長支援については、その理由や延長支援時間を記録することで、算定することができる。
- 延長支援時間は、1時間以上を設定すること。サービス提供の前後ともに延長支援を実施する場合には、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること(前後の時間を合算して1時間以上では算定できない。)
- 実際に要した延長支援時間により算定することを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が計画に定めた延長支援時間を超える場合は、計画に定めた延長支援時間により算定すること。
- 延長支援時間に、障害児の数が10人以下の場合、2人以上の従業者(うち1人以上は基準人員による配置。児発管でも可。)を配置すること。障害児の数が10人を超える場合、2人に障害児の数が10人又はその端数を増すごとに1人加えた数以上配置。
- 運営規程に定める営業時間が6時間以上であること。
- 提供した延長支援時間を記録すること。

14 基本報酬・加算・減算

(6) 家族支援加算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 〕

◆ 加算の算定要件

区分	相談援助実施方法		算定限度	備考
(Ⅰ) (個別)	(1)	居宅を訪問(所要時間1時間以上)	月4回まで 〔 児童発達支援 放課後等デイサービス 〕	
		居宅を訪問(所要時間1時間未満)		
	(2)	事業所等での対面	月2回まで 〔 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 〕	
	(3)	テレビ電話装置等(オンライン。原則、カメラあり)を活用		
(Ⅱ) (グループ)	(1)	事業所等での対面	月4回まで	相談援助は、2人から 8人を1組として行う。
	(2)	テレビ電話装置等(オンライン。原則、カメラあり)を活用		

※ 留意事項

- あらかじめ保護者の同意を得て、個別支援計画に位置付ける必要があります。
- 相談援助が30分以上に満たない場合は算定できません。ただし、(Ⅰ)－(1)については、本人・家族の状況等により30分未満でも算定することができます。この場合、事前の計画では30分以上の相談援助となるよう設定する必要があります。
- (Ⅱ)は、ペアレントトレーニングの知識や家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましいものとされています。また、支援の一環として、講師を招いた講座の実施や保護者同士の交流を行うことは可能ですが、事業所の従業者が介在しない支援については算定されません。
- 相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。

14 基本報酬・加算・減算

(7) 福祉専門職員配置等加算

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

◆ 加算の算定要件

区分	要件
(Ⅰ)	常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている
(Ⅱ)	常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている
(Ⅲ)	①直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上、又は②常勤の直接処遇職員のうち、勤続3年以上の職員が30%以上である

※ 留意事項

- (Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合、常勤の直接処遇職員のうち、資格保有者数が35%以上又は25%以上であることが要件です。非常勤の直接処遇職員の常勤換算人数を算入することはできません。
- 多機能型事業所又は障害者支援施設は、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて計算してください。
- 管理者が直接処遇職員を同時並行的に兼務している場合、兼務を行う時間が常勤時間に達していれば、常勤の直接処遇職員として取り扱うことができます。

14 基本報酬・加算・減算

(8) 欠席時対応加算

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

要件

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病等により利用が中止となったとき、利用者または家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、その内容等を記録した場合に算定する。

※ 留意事項

- 利用を中止した日の前々日、前日、当日中に連絡があったものについて算定可能（営業日で判断）。このとき、利用予定日と連絡があった日の両方を記録してください。
- 直接の面会や自宅への訪問は不要です。
- 記録について、定型文や欠席のみの記載ではなく、相談援助を行った記録を残してください。
- 当加算の算定した日について、実績記録表に記載し、利用者からの確認を得てください。
- 欠席時対応加算を算定した日については、利用日数に含めないものとして差し支えありません。
- 自己負担の有無に関わらず、利用者に事前に説明の上、算定してください。

14 基本報酬・加算・減算

(9) サビ児管欠如減算

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援（児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

減算事由	減算期間	減算内容	
		適用される月 から5月未満	5月目以降
サビ児管が欠如した場合	欠如の翌々月から人員欠如が 解消されるに至った月まで	所定単位数の70% を算定	所定単位数の50% を算定

（例）1月に欠如し、8月に欠如が解消された場合（12月31日付けでサビ児管が退職し、8月1日にサビ児管を配置）

1月 (当月)	2月 (翌月)	3月 (翌々月)	4月	5月	6月	7月 (5月後)	8月
欠如		30%減算				50%減算	

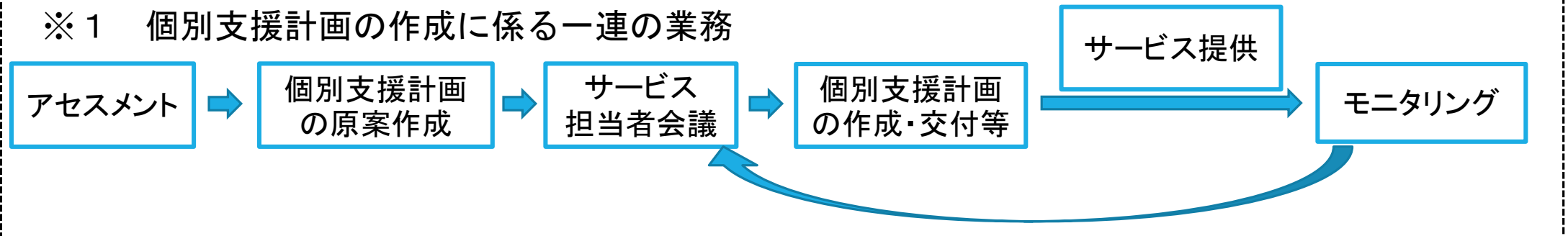
14 基本報酬・加算・減算

(10) 個別支援計画未作成減算

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設

減算事由	減算期間	減算内容	
		適用される月から3月未満	3月目以降
① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合	左記に該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで	所定単位数の70%算定	所定単位数の50%算定
② 個別支援計画の作成に係る一連の業務※1が適切に行われていない場合			

※1 個別支援計画の作成に係る一連の業務



14 基本報酬・加算・減算

(11) 情報公表未報告減算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔全サービス対象〕

減算事由	減算期間	減算内容	
		右記以外	療養介護・障害者支援施設・ 共同生活援助・宿泊型自立訓練・ 障害児入所施設
障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告を行っていない場合	未報告の事実が生じた場合、その翌月から当該状況が解消されるに至った月まで	所定単位数の5%を減算	所定単位数の10%を減算

※ 留意事項

- 新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象にはなりませんが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合には、適切に内容の更新を行ってください。
- 指定更新や運営指導等の際に未報告の事実が確認され、本市から報告の指導を受けたにも関わらずこれを行わなかった場合に、**未報告の時点に遡って**減算が適用されます。
(例) 本市が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となります。

14 基本報酬・加算・減算

(12) 業務継続計画未策定減算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔全サービス対象〕

減算事由	減算期間	減算内容	
		右記以外	療養介護・障害者支援施設・ 共同生活援助・宿泊型自立訓練・ 障害児入所施設
感染症・災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、計画に従い必要な措置が講じられていない場合	未措置の事実が生じた場合、その翌月から当該状況が解消されるに至った月まで	所定単位数の1%を減算	所定単位数の3%を減算

※ 留意事項

業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、減算の算定要件ではありませんが、その趣旨を鑑み、業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施してください。

※ 経過措置

- 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害対策に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、減算は適用されません。
- 令和7年3月31日までの間、次のサービスでは、減算は適用されません。
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援

14 基本報酬・加算・減算

(13) 身体拘束廃止未実施減算 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 全サービス対象（自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援を除く） 〕

減算事由	減算期間	減算内容	
		右記以外	療養介護・障害者支援施設・ 共同生活援助・宿泊型自立訓練・ 障害児入所施設
① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合	左記のいずれかに 該当する事実が生 じた場合、改善が認 められた月までの間	<u>所定単位数の 1%を減算</u>	<u>所定単位数の10%を 減算</u>
② 身体拘束適正化検討委員会を定期的 に開催していない 場合(1年に1回以上)			
③ 身体拘束等の適正化のための指針を 整備していない場合			
④ 身体拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施して いない場合(1年に1回以上)			
		※令和6年度から減算額引き上げ	

※ 留意事項

- 上記①～④のいずれかに該当する場合、速やかに改善計画を本市へ提出してください。その後、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告してください。事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、減算が適用されます。
- 身体拘束を行っていない場合でも、②～④には取り組む必要があります。
- 身体拘束適正化検討委員会と虐待防止委員会とを一体的に設置・運営しても差し支えありません。

14 基本報酬・加算・減算

(14) 虐待防止措置未実施減算 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔全サービス対象〕

減算事由	減算期間	減算内容
① 虐待防止委員会を定期的には開催していない場合 (1年に1回以上)	左記のいずれかに該当する事実が生じた場合、改善が認められた月までの間	所定単位数の1%を減算
② 虐待の防止のための研修を定期的には実施していない場合(1年に1回以上)		
③ 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない場合		

※ 留意事項

- 上記①～③のいずれかに該当する場合、速やかに改善計画を本市へ提出してください。その後、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告してください。事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、減算が適用されます。
- 虐待防止委員会と身体拘束適正化検討委員会とを一体的に設置・運営しても差し支えありません。
- 新規に指定を受けた事業所の場合、担当者の配置については、指定と同時に行ってください。また、虐待防止委員会の開催及び従業員への研修は、指定後速やかに実施してください。
これらが講じられていない場合、減算の対象となります。

14 基本報酬・加算・減算

(15) 自己評価結果等未公表減算

※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援(旧医療型児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 〕

減算事由	減算期間	減算内容
おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価 (保育所等訪問支援では、訪問先施設評価も含む。)が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合 〔 公表方法・公表内容が広島市に届出されていない 〕 場合に減算適用	届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで	所定単位数の85%を算定

※ 留意事項

- 自己評価等に当たっては、従業者による評価も受けてください。
- 自己評価結果等は、インターネットの利用その他の方法により広く公表してください。
公表方法・公表内容は、広島市に届け出てください。
なお、令和6年度は、12月に各事業所へ広島市への届出を依頼しています(令和7年2月14日(金)期限。)。

※ 適用時期(保育所等訪問支援のみ)

令和7年4月から減算実施。ただし、指定基準の適用には経過措置はありません。

14 基本報酬・加算・減算

(16) 支援プログラム未公表減算 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 〕

減算事由	減算期間	減算内容
支援プログラムを策定し、公表が適切に行われていない場合 〔 公表方法・公表内容が広島市に届出されていない 〕 場合に減算適用	届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで	所定単位数の85%を算定

※ 留意事項

- 支援プログラムは、インターネットの利用その他の方法により広く公表してください。
公表方法・公表内容は、広島市に届け出てください。
なお、令和6年度は、12月に各事業所へ広島市への届出を依頼しています（令和7年2月14日（金）期限。）。

※ 適用時期

令和7年4月から減算実施。

なお、指定基準においても、令和6年度中は経過措置により努力義務となっていますが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努めてください。

14 基本報酬・加算・減算

(17) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い

◆ 原則

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗じます。

◆ 例外

① 定員超過利用減算及び人員欠如減算の場合

減算となる単位数が大きい方についてのみ減算します。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行ってください。

【例1】定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合

⇒所定単位数の100分の50の報酬を算定

【例2】定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合

⇒所定単位数の100分の70の報酬を算定

14 基本報酬・加算・減算

(17) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い

◆ 例外

② 児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算の場合

いずれの減算も同様に事業所の体制に係るものであり、相互に連動して二重に減算される関係にあることから、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用します。

(児童発達支援管理責任者が欠如した月に個別支援計画未作成も生じた場合)

	当月	2 月後	3 月後	4 月後	5 月後	6 月後	7 月後
児童発達支援管理責任者欠如減算	—	—	30%減算				50%減算
個別支援計画未作成減算	30%減算		50%減算				
適用となる減算単位	30%	30%	50%	50%	50%	50%	50%

15 福祉・介護職員等 処遇改善加算

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

(1) 令和5年度からの変更点

〈令和6年5月まで〉

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ

特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

ベースアップ等支援加算

〈令和6年6月以降〉

新加算Ⅰ～Ⅳ(福祉・介護職員等処遇改善加算)
＋
新加算Ⅴ【(1)～(14)】(令和6年度中のみ)

- ・ 令和6年度中は、昨年度までの加算の要件を継続可能(激変緩和措置)
- ・ 加算率を一律に引き上げ

- ◆ 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員が処遇改善加算の対象に加えられました。
- ◆ 加算・賃金改善額の職種間配分ルールが統一されました。
- ◆ 新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充ててください。

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

(2) 処遇改善加算 イメージ図(令和6年6月以降)

新加算Ⅳ

加算額の1/2以上を月額賃金で配分(※)

- ・ 職場環境の改善(※)
- ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

(※) 令和6年度中は適用を猶予

新加算Ⅲ

新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。

- ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備

新加算Ⅱ

新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。

- ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上
- ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】

新加算Ⅰ

新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。

- ・ 福祉専門職員配置等加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護においては特定事業所加算)の届出を行っていること。

低

加算率

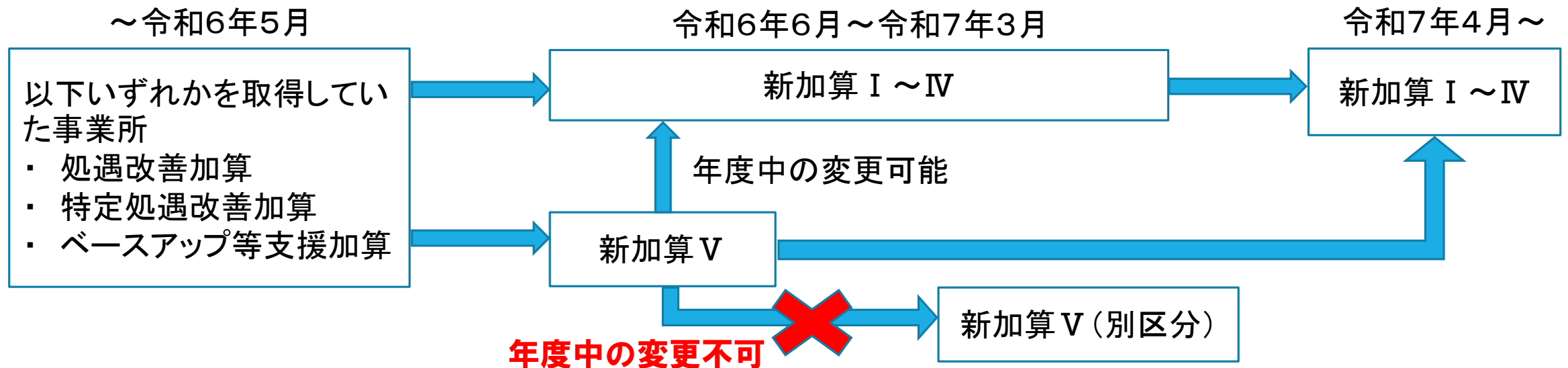
高

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

(3) 新加算Ⅴ(1)～(14) 激変緩和措置

◆ 新加算Ⅴとは

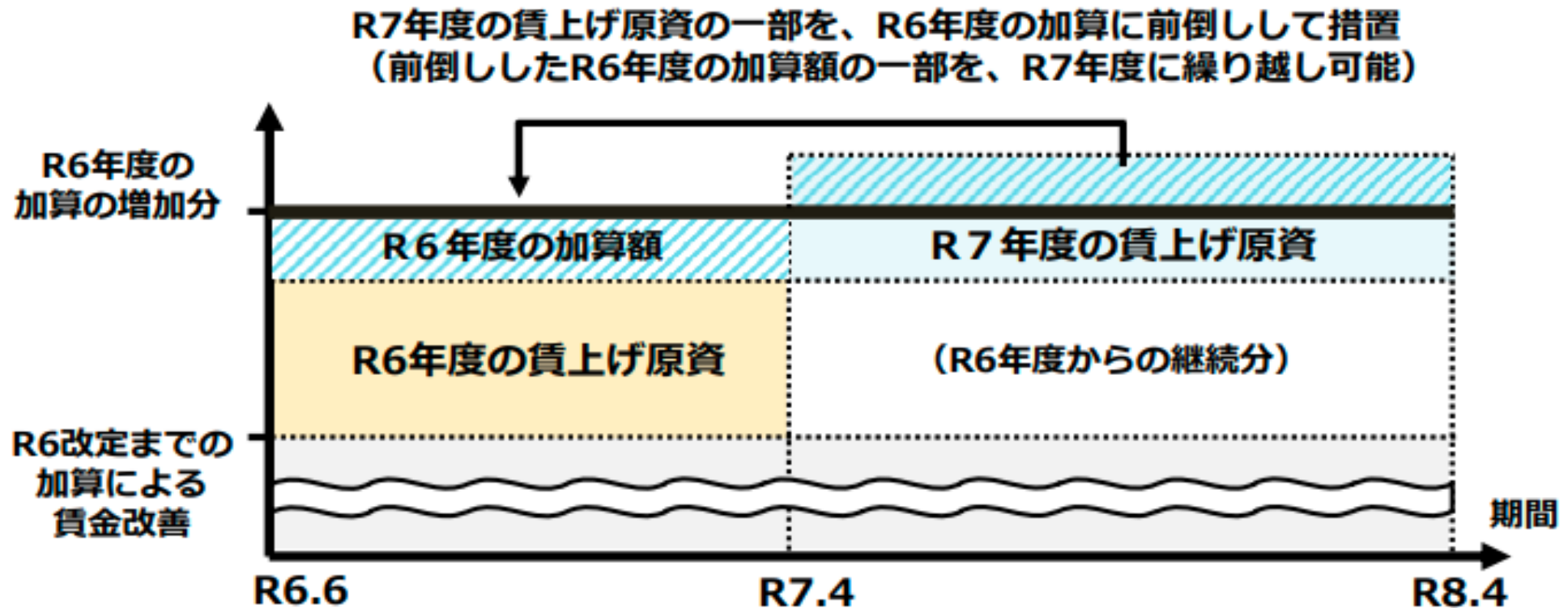
- 令和6年6月以降の新加算に直ちに移行できない事業所のための激変緩和措置として設置(令和7年3月末までに限る。)。
- 令和6年5月末時点で、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能。令和6年6月以降の新規指定事業所は、取得不可。
- 年度中に新加算Ⅴの区分から、新加算Ⅴの別の区分への変更はできません。
(例) 新加算Ⅴ(1)から新加算Ⅴ(2)への変更は不可。新加算Ⅰ～Ⅳへの変更は可能。



15 福祉・介護職員等処遇改善加算

(4) 処遇改善加算の配分方法

- 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけば可となります。
- 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てるよう位置付けてください。



15 福祉・介護職員等処遇改善加算

(5) 加算の算定に係る届出について

提出書類	障害福祉サービス等処遇改善計画書 ※ 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」も併せて提出
提出期限	算定を受けようとする月の <u>前々月の末日</u> ※ ただし、 <u>4月又は5月から加算を取得するに当たり計画書を提出する場合に限って</u> 、例年、特例により4月中旬までとなっています。令和7年度においても同様となる場合には、改めてお知らせします。

(6) 実績報告書の提出について

提出書類	障害福祉サービス等処遇改善実績報告書
提出期限	毎年度、賃金改善が完了した <u>2か月後の末日まで</u> （最終の加算の支払いの月が5月の場合、提出期限は7月末まで。） ※ 提出がない場合は、 <u>加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となります</u> 。

【広島市HP】【令和6年度】福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る届出の様式
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/375533.html>（ページ番号：375533）

※ 計画書・実績報告書の様式が改正された場合には、必ず新様式により作成してください。

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業

厚生労働省では、処遇改善加算の新規取得や上位区分への移行を目指す事業者向けに、専門家(社会保険労務士等)による個別相談等を通じた支援を行う「福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業」を実施しています。

加算の要件に必要な各種規程や昇給の仕組み構築などについて専門家から無料でアドバイスを受けられますので、ご活用ください。

※ 定員に達し次第終了となりますので、既に終了となっている場合は、あしからずご了承ください。

実施期間	令和6年10月～令和7年2月
内容	福祉・介護職員等処遇改善加算取得に係る無料相談支援(各回1時間程度)
対象	①福祉・介護職員等処遇改善加算未取得事業所 ②福祉・介護職員等処遇改善加算取得済事業所で上位区分の取得を目指す等、本支援を必要とする事業所
申込方法 (右記①～③のいずれか)	①WEB: https://fukushi-shogukaizen.mhlw.go.jp (※資料集(P.274)のリーフレットのQRコードからもアクセス可能。) ②メール: jp_cons_welfare_shogukaizen@pwc.com ③電話: 03-6257-0562(平日9:00～17:00)
参加費用	無料
委託事業者 (問い合わせ先)	PwC コンサルティング合同会社 メール: jp_cons_welfare_shogukaizen@pwc.com 電話: 03-6257-0562(平日9:00～17:00)

16 運営指導における主な 指導事項

16 運営指導における主な指導事項

(1) 変更の届出

□ 届出内容に変更があった場合は、変更後、10日以内に届け出る必要があるにも関わらず、変更の届出が行われていない。

※ 変更の届出が必要なもの

事業所の名称、所在地、管理者・児童発達支援管理責任者、運営規程、平面図 等

(2) 運営規程

□ 虐待の防止のための措置に関する事項を、運営規程において定めていない。

□ 利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、運営規程において定めていない。

※ 広島市児童福祉施設設備基準等条例で定める独自基準において、規定を義務付けている。

(3) 契約書・重要事項説明

① 共通

□ 記載漏れ(日付・名前等)や押印漏れがある。

16 運営指導における主な指導事項

(3) 契約書・重要事項説明

② 契約書

- ☐ 契約期間を経過しているにも関わらず、サービスを継続している。
- ☐ 契約の主体が、法人ではなく事業所・管理者となっている。
- ☐ 契約の主体が、通所給付決定保護者ではなく障害児本人となっている。

③ 重要事項説明

- ☐ 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明していない・説明が不足している。
※ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況など利用申込者が事業所を選択するために必要な重要事項
- ☐ 重要事項説明の後、利用申込者から内容に関する同意を得ていない。
- ☐ 行政相談窓口「広島県国民健康保険団体連合会」と記されている。
※ 介護保険サービスのみ対象のため、記載されている場合は削除すること。

16 運営指導における主な指導事項

(4) 掲示

□ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示していない又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く等していない。

※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- ・ 運営規程の概要
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 従業員の勤務体制
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況等
- ・ 協力医療機関(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援)

※ 従業者の勤務体制は、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名の掲示まで求めているものではありません。

(5) 秘密保持

□ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するための必要な措置を講じていない。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持するための必要な措置を講じていない。

□ 個人情報の使用について、利用者又はその家族から文書(同意書等)による同意を得ていない。

16 運営指導における主な指導事項

(6) 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

- ☐ 保護者に支払を求めることが適当な金銭の支払を求める際に、不適切な費用の徴収を行っている。
- ☐ 金銭の支払いを求める際に、使途や金額、金銭の支払いを求める理由について、書面により説明し、同意を得ていない(利用者負担額は除く。)

(7) 利用者負担額等の受領

- ☐ サービスを提供した際に、保護者から利用者負担額の支払を受けていない。
- ☐ 指定基準で定められている費目にそぐわない費用を保護者から徴収している。
食費、日用品費、その他日常生活費を実費相当額以上に徴収している。
※ 食費は児童発達支援センターのみ
- ☐ 保護者へ領収証を交付していない。

(8) 給付費の額に係る通知

- ☐ 保護者に法定代理受領で受領した給付費の額を通知(代理受領通知)していない。
※ 保護者の費用負担がない場合も通知が必要。
- ☐ 給付費を受領するより前に代理受領の通知を行っている。

16 運営指導における主な指導事項

(9) 個別支援計画

- 個別支援計画が作成されていない。
※ 児童発達支援管理責任者でない者が作成している場合を含む。
- 作成後、保護者及び利用者に説明していない、又は文書による同意を得ていない(同意年月日等の記載漏れがある。)。個別支援計画書を保護者に交付していない。
- 作成年月日及び作成者名が記載されていない。
※ 職名(児童発達支援管理責任者)も記載されていることが望ましい。
- 個別支援計画の内容が画一的で、利用者の障害の内容や年齢に沿った具体的な計画を作成していない。
個別支援計画に必要な項目が記載されていない。
- 支援内容の評価・見直しを各サービスで定められている期間内に行っていない。
必要に応じた計画の変更を行っていない。
- 個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間を定めていない。
※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスのみ。令和6年度報酬改定の改正事項。

16 運営指導における主な指導事項

(10) 支援内容及び記録

- ☐ 個別支援計画に基づいた支援がなされていない。
- ☐ 個別支援計画に基づいた支援の記録をしていない。
(利用者の様子の記録にとどまっている 等。)
- ☐ サービスの提供の都度記録し、保護者の確認を受けていない。※1

(11) 受給資格の確認等

- ☐ 利用者の受給資格を最新の受給者証により確認していない。
- ☐ 利用者の受給者証の別冊に、契約内容を記入していない。

(12) 事故発生時の対応

- ☐ 事故が発生した際、速やかに利用者の家族等及び障害自立支援課に連絡していない。
- ☐ 速やかに賠償を行うための措置(損害賠償保険の加入等)を講じていない。

※1 【厚生労働省HP】報酬算定構造・サービスコード表等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html (実績記録票)

16 運営指導における主な指導事項

(13) 請求に関すること

- ☐ 支援記録がない状態で給付費を請求している。
- ☐ 誤ったサービスコードで請求している。
- ☐ 利用者負担額の上限管理を行う際、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を市に提出していない。
※ 新規利用や受給者証更新、世帯管理開始時などは提出が必要。

(14) 加算・減算

- ☐ 要件を満たしていないにも関わらず、加算を算定している。
(必要な人員配置を満たしていない、必要な書類・記録等を整備していない 等。)
- ☐ 加算の算定要件を満たさなくなった際、障害自立支援課に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出していない。また、満たさなくなった後も、加算の算定を続けている。
- ☐ 人員配置欠如や定員超過の状態であるにも関わらず、減算していない。

16 運営指導における主な指導事項

(14) 加算・減算

- 送迎加算【児童発達支援・放課後等デイサービス】
 - ・ 事業所と自宅間以外で送迎を行っている。
 - ・ 学校と事業間の送迎を行う場合に、その必要性が支援計画に記載されていない。

- 看護職員加配加算【児童発達支援・放課後等デイサービス】
 - ・ 医療的ケアスコアの合計点数が要件を満たしていない。
 - ・ 診断書等の書類が控えられていない。
 - ・ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援ができる旨を公表していない。

- 個別サポート加算(Ⅱ)【児童発達支援・放課後等デイサービス】
 - ・ 児童相談所等の連携先機関等と、障害児への支援の状況等の共有を6月に1回以上行い、その記録を文書で保管していない。また、保管された文書が、単に事業所において口頭のやり取りをメモしただけのものである。
 - ※ 下線部は、令和6年度報酬改定の改正事項。
 - ・ 連携先機関等と支援の状況等を共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ていない。

16 運営指導における主な指導事項

(15) 給付費の算定及び取扱い

- サービス提供時間が極端に短い。

(16) 従業者の員数

- 基準上必要とされる人員配置を満たしていない。

(17) 定員超過

- 慢性的に定員を超過した状態で利用者を受け入れている。
※ 慢性的に定員を超過している場合は、定員の変更等を検討すること。

(18) 安全計画の策定等

- 安全計画の策定等がなされていない。
 - ・ 安全計画の策定及び計画に沿った必要な措置
 - ・ 保護者への周知
 - ・ 従業者への計画の周知及び研修・訓練の実施
 - ・ 定期的な計画の見直し

16 運営指導における主な指導事項

(19) 虐待の防止

- 虐待防止のための措置を講じていない。
 - ・ 虐待防止委員会の開催
 - ・ 虐待防止担当者の設置等 等
- ・ 研修の実施

(20) 身体拘束等の禁止

- 身体拘束の適正化のための措置を講じていない。
 - ・ 身体拘束を実施する際の記録
 - ・ 指針の整備
- ・ 身体拘束適正化委員会の開催
- ・ 研修の実施 等

16 運営指導における主な指導事項

(21) その他

- 従業者の出勤簿が作成されていない。
(従業者として従事する役員等も含む。)
- 障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、「障害福祉サービス等情報」の報告を行っていない。
 - ※ システム入力について不明な点がある場合、システム登録確認業務の委託先である「一般社団法人シルバーサービス振興会」へ問い合わせること。
 - 【電 話】082-254-9699
 - 【メール】peqqu001@hiroshima-silver.or.jp
 - ※ 「障害福祉サービス等情報」の報告がなされていない場合、その事実が生じた月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、報酬を減算(情報公表未報告減算)
(令和6年度報酬改定の改正事項)

17 障害児通所支援に おける主な通知等

17 障害児通所支援における主な通知等

厚生労働省・こども家庭庁から示された障害児通所支援に関する主な通知・事務連絡等を広島市ホームページに掲載しています。

【広島市HP】障害児通所支援・障害児入所施設における主な通知等
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/314204.html> (ページ番号: 314204)

← → ↺ 🏠 📄 🔍 ⚙️ S 🔄 📄 📄 📄 📄

現在地 [トップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [指定障害福祉サービス等事業者向け情報](#) > [お知らせ](#) > 障害児通所支援・障害児入所施設における主な通知等

障害児通所支援・障害児入所施設における主な通知等

ページ番号：0000314204 更新日：2024年12月13日更新 [通常ページへ戻る](#)

主な通知等一覧

日 付	通 知 名	ファイル
令和6年11月29日	食事時の誤嚥事故防止の再徹底について	 （こども家庭庁）事務連絡 [PDFファイル/79KB]  （参考）事務連絡 [PDFファイル/2.11MB]
令和6年8月9日	「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」について	 （こども家庭庁）事務連絡 [PDFファイル/120KB]  手引き [PDFファイル/874KB]
令和6年7月25日	「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」について	 （こども家庭庁）事務連絡 [PDFファイル/475KB]  概要 [PDFファイル/1.38MB]  手引き [PDFファイル/2.01MB]
令和6年7月4日	児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて	 （こども家庭庁）事務連絡 [PDFファイル/52KB]  手引き [PDFファイル/175KB]  別添資料1 [Excelファイル/18KB]

18 補助金

18 補助金

(1) 広島市障害福祉人材養成支援補助金

障害福祉分野における質の高い中核職員や本市における課題解決に資する資格保持者を養成する事業者に対して、障害福祉人材養成支援補助金を交付します。

◆ 補助対象資格等及び補助金額

補助対象資格等	補助金額
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	1人につき100,000円
相談支援専門員	1人につき50,000円
たん吸引等を行うことができる介護職員	1人につき50,000円
強度行動障害支援者(実践研修)	1人につき40,000円

◆ 申請期限

- ① 4月から9月までに資格証等の交付を受けた場合 → 当該月の属する年度の10月31日
- ② 10月から3月までに資格証等の交付を受けた場合 → 当該月の属する年度の3月31日

【広島市HP】広島市障害福祉人材養成支援事業について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18745.html>(ページ番号:18745)

18 補助金

(2) 広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金

食費や光熱水費等の物価が高騰する中であって、障害福祉サービス等の質を維持する事業者が安定的に事業運営をできるよう、利用者数及びサービス種別に応じた支援金を支給しました(令和6年度の申請受付は既に終了しています。)。

◆ 実績報告

本支援金に申請された事業者におかれましては、事業完了後、実績報告が必要です。

実績報告の期限は、令和7年3月31日(月)までですが、これより前に対象の経費に支援金を充当し、事業が完了した場合には、この日を待たず、速やかに実績報告を行ってください。

◆ 対象経費

物価高騰の影響を受けつつも、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、令和4年3月31日時点の食費に係る利用者負担の額を引き上げることなくサービスの質を維持するために負担した経費

【広島市HP】社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害福祉サービス等関係分)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/326519.html> (ページ番号:326519)

集団指導研修【サービス編（障害児通所支援）】
は以上になります。
【共通編】も併せて受講してください。